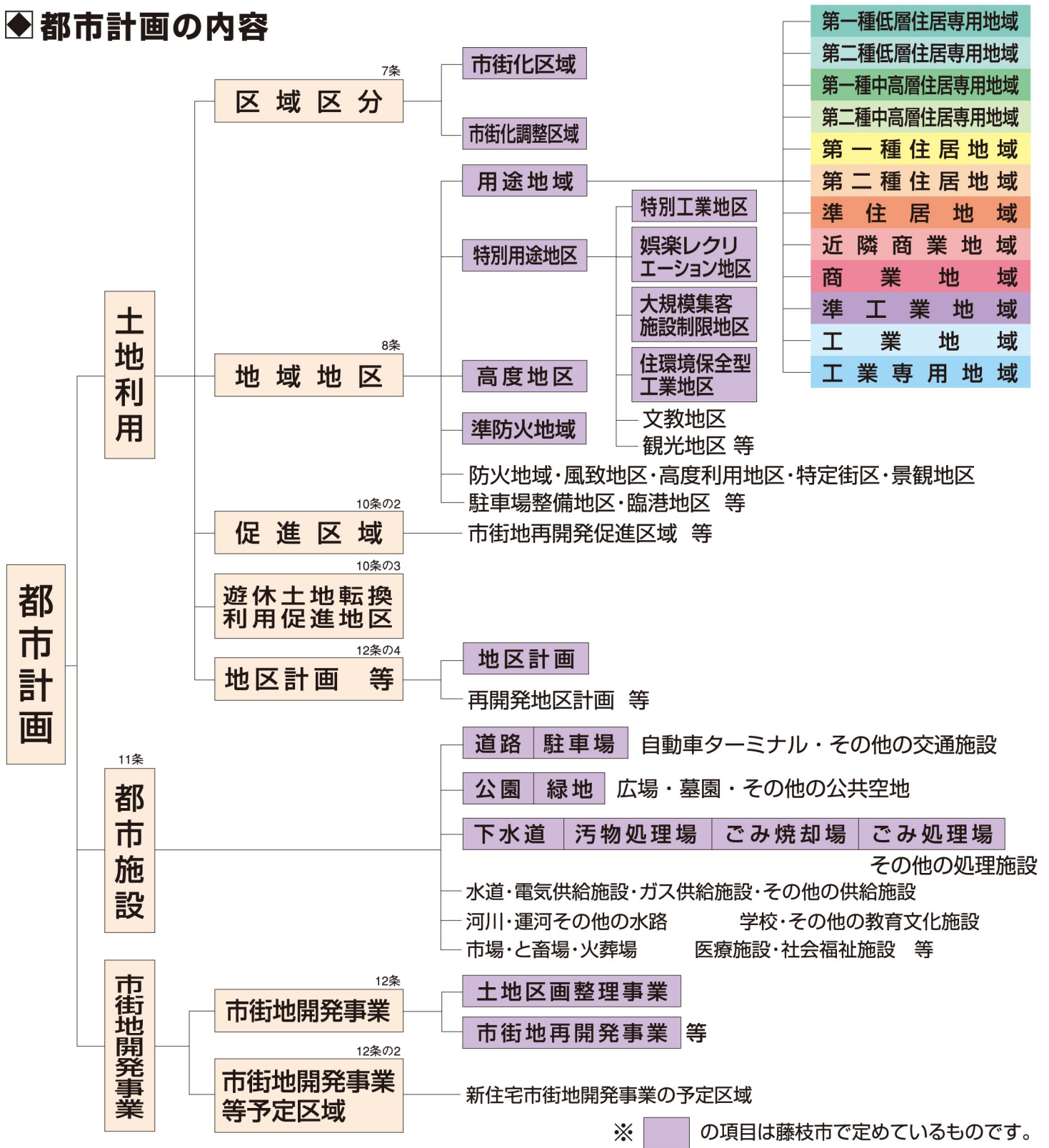


◆ 都市計画の内容



◆ 国土利用計画法

▶ 国土利用計画法により一定面積以上の土地取引(売買・交換等)について、契約締結後2週間以内に届出が必要になります。

届け出対象面積

市内の全域	都市計画区域	市街化区域の全域	2,000m ² 以上	
	都市計画区域	市街化調整区域の全域	5,000m ² 以上	
	都市計画区域外		10,000m ² 以上	

(問) 都市政策課 TEL 054(643)3373
 建築住宅課 TEL 054(643)3481